

愛労連

連続憲法講座Ⅳ

権利としての労働

ブラック企業は許さない!

9月19日(木)19時~

参加費無料

労働会館東館ホール

弁護士 **田巻紘子**

過労死・長時間労働・ブラック

90年代から「カローシ」が国際用語になるほど日本の長時間労働は世界的にも異常です。ところが2000年代になるとさらに労働規制が緩和されてきました。

パワハラ・セクハラ・ロックアウト解雇

労働相談ではパワハラ・セクハラが急増しています。また「追い出し部屋」での退職勧奨、IBMでは金曜日の退勤時間直前に一方的な解雇通告を行う「ロックアウト解雇」も起きています。

非正規・派遣・名ばかり管理職・ブラック



若者の二人に一人が非正規雇用となり、正社員では残業代もでない「名ばかり管理職」も。新入社員を「半年店長制度」で競争させ、3年で半数が退職した大手チェーンもあり、若者のなかでは「ブラック企業」が大問題です。

憲法が保障する勤労の権利

こんなにひどい状況なのに安倍内閣はさらに労働規制を緩和しようとしています。また「働くことは国民の義務」より好みしなければ仕事はある」となどという声も聞かれますが、憲法では働くことをどのように定めているでしょうか。

また、私たち労働組合の役員にとって「憲法」とはどんな意義があるでしょうか。いっしょに考えてみましょう。



弁護士 田巻紘子

(名古屋南部法律事務所)

「女性と労働者の権利と誇りを守ること」を大切にして活躍する若手女性弁護士。

自衛隊イラク派兵差止訴訟、名古屋三菱・朝鮮女子勤労挺身隊訴訟の各弁護団に参加するいっぽう、過労死弁護団の中心メンバーとして活躍。これまでにトヨタ内野過労死裁判、小出ソフトバンク過労死裁判など数多くの過労死事件を解決させてきた。